

【平成 28 年（2016 年）熊本地震関連】災害見舞金の給付（短期給付）

更新日：2016 年 4 月 29 日

非常災害により組合員の住居や家財に損害が生じたときは、その損害に対するお見舞いとして、「災害見舞金」が支給されます。また、別居している被扶養者の方の住居も対象となります。（注記）

「災害見舞金」の支給条件や給付額については、[災害見舞金のページ](#)をご覧ください。

また、支給申請の手続きなど詳細については、所属所にお問い合わせください。

<http://www.kouritu.go.jp/kumiai/tanki/saigai/saigai/index.html>

<注記>別居している被扶養者の方の場合は、組合員の住居も含めて支給条件を決定します。